

令和3年 第12回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和3年12月15日（水）午後2時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫 横井典行 足立侑律 褐田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 山中秀三 杉山誠 中安千秋 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 欠席： 後藤剛 鈴木要

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 斎藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎 秋山尚司
吉山和志 渡邊光二 富永幹人

4. 審議事項

- 第88号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第89号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第90号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第91号議案 非農地証明について
- 第92号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
- 第93号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて
- 第94号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第95号議案 浜松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の
変更について
- 第96号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

5. 報告事項

- 報第87号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第88号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 報第89号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第90号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第91号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について
- 報第92号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第93号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第94号 農業用施設証明について

6. その他

議事の概要

局 長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻になりましたので、只今から、令和3年第12回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、議席番号16番後藤剛委員、24番鈴木要委員が欠席と聞いておりますので、24名のところ22名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、会議中は、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会 長 こんにちは。師走の慌ただしい中お集まりいただきありがとうございました。

さて、今月の挨拶ですが、以前農業委員会の法律や制度について情報として知りたいというご意見を頂きました。それから、どのようなやり方が良いか考えておりました。確かに、細かい情報は国、県より来ますが、1ページずつ足しても必要なもの、理解に苦しむものもございまして色々考えた結果、皆さん今日から農業会議情報と言うものがございまして、いつもですと調査会等で調査員さんを含めて全員に配っているのですが、この会議情報の中で最初の1ページ目から5ページ目位の間に色々な情報が載っていて私は毎月読んでは、この様なことが有るんだな、この様なこと大事だなど私は情報源として使わせていただいております。余談になりますが、今年、農業委員になって以前推進委員等やっていた方はご存じとは思いますが、2年位前まで情報会議情報は、調査員さんへは配っていなかったのですが全員に配った方が良いのではないかと言うことで農業会議の方へ直談判いたしましてうちの方へ、140部ほど余分に頂いております。調査員さんにも全員に配って、この情報を活かして農業委員活動をしていただきたいと思います。本来ならば農業委員、推進委員のみの開示情報でございますが、委員会全員に配れるようにしてしていただきたいと思っていましたが、やはりこれをもう一度、しっかりとみんな同じ部屋で、会議の中で読んでいただき、大事なところは、マーカー等でしるしをして、調査会等で調査会長の挨拶でこんなことがあったんだよなど、活動的な話になってしまいますが、調査会終了後にこの情報を交えながら勉強会をやるなど、情報を共有するバイブルとしては大変良いものだと思っていますので、皆さん是非今月からやっていきたいと思っております。後ほど事務局長が直々にこの後の大事な部分を説明していくだけとの事ですので、是非期待して皆様も聞いていただければと思っています。挨拶の中に入れさせていただきました。やはりこのような情報は、自分でつかむものだと思っていますので全国農業新聞を含め情報を皆さん、自分のものにして農業委員会の活動に役立てて欲しいと思っています。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは只今から、令和3年第12回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号 14 番の山中秀三委員、議席番号 15 番の杉山誠委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 88 号議案農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 1 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

秋山 今月の申請案件は、地区笠井、整理番号 202 番外 32 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 9 件、贈与に係る案件が 1 件、交換に係る案件が 2 件、賃貸借に係る案件が 4 件、使用貸借に係る案件が 5 件、区分地上権に係る案件が 12 件でございます。それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 1 ページ、地区湖東、整理番号 203 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、西区白洲町の [REDACTED]、53 歳でございます。この度、利用権設定の賃貸借にて借りていた申請地を売買により取得したく申請に至ったものでございます。申請地は、西区古人見町の畠 4 筆で、取得後は渋柿、レモン、ドラゴンフルーツなどを作付けしていく計画でございます。

議案 4 ページ、地区三ヶ日、整理番号 224 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区三ヶ日町釣の [REDACTED]、77 歳でございます。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は、北区三ヶ日町釣の畠、5 筆で、取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 6 ページ、地区亀玉、整理番号 233 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、西区大平台の [REDACTED]、46 歳でございます。この度、自作地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は浜北区大平の畠、6 筆で、取得後は、柿とみかんを耕作していく計画でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告いたします。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会で協議した結果、別に問題ありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 都田地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中 細江地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山 引佐地区調査会で協議しましたが、特に問題ございませんでした。

議長 続いて三ヶ日地区調査会の後藤委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

調査会で協議した結果、問題ないということでございます。

続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中安 浜名・北浜調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・龜玉地区調査会で協議いたしました。 [REDACTED] の案件が呼び出し案件でした。一部水はけが悪くて隣の畑に雨水が流入するという指摘をいたしました。最終的にはご理解をいただきましたので、改善の方向で進むようになったと思っております。以下は問題ありません。

議長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井上 佐久間・水窪地区調査会で問題ありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(小柳委員 挙手)

議長 はい、小柳委員。

小柳 整理番号 205 番 208 番 209 番 212 番 213 番の東京都青梅市の [REDACTED] の申請が多く出ているので、補足説明をいただきたいと思います。

県 調整グループ長の縣です。農地法 3 条の東京都青梅市の [REDACTED] の申請についてご説明します。まず、権利の設定としましては使用貸借になりますので、無料で農地を借りて営農型太陽光発電の下部農地に柿を栽培する計画でございます。[REDACTED] は東京都青梅市の認定農業者です。また、農地所有適格法人でもありますので、農地を取得することも可能ですが、今回は農地を借りて柿を栽培することになりますのでよろしくお願いします。

小柳 ありがとうございました。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 [REDACTED] は農地所有適格法人ですか。

縣 農地所有適格法人です。

森島 206 番については、[REDACTED] が譲渡人となっていますが、関係性を教えて下さい。

縣 206 番についてご説明させていただきます。こちらは既に [REDACTED] が申請地を取得済みで、申請地の上空部分に譲受人が太陽光を設置するため区分地上権を設定するものです。耕作は [REDACTED] が行います。

森島 [REDACTED] は農地の栽培管理はしっかりとされているのですか。

縣 [REDACTED] が 206 番の農地を取得したのが先々月です。現地は柿が作付けされている状態です。調査会での聞き取りをする限りは、きちんと営農していただけると考えてお

- 縣ります。
- 森 島 [REDACTED]は営農型太陽光発電の実績はありますか。
- 縣 浜松市での営農型太陽光発電の実績がまだありませんが、青梅市や茨城県などで32haの営農型太陽光発電の下部農地を営農している実績があります。
- 森 島 庄内の農業委員の方に伺いますが、生育状況などを教えていただきたいと思います。
- 中 村 まだ、柿を植えている状況ではありませんが、全国展開しているようですので、調査会としては、安心して任せて良いのではないかという結果になりました。
- 森 島 地区農業委員の方が安心して任せて良いということであれば結構だと思います。
- 議 長 その他ございますか。
- (その他発言なし)
- 議 長 それでは採決いたします。第88号議案農地法第3条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 次に、第89号議案農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 木 下 それでは、議案7ページをご覧ください。
- (議案の表紙を読み上げる)
- 秋 山 今月の申請案件は、地区中央、整理番号68番外17件でございます。
- 転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が13件、農業用施設が2件、貸駐車場が1件、太陽光発電が1件、一時転用が1件でございます。農地区別の内訳は、農用地区域内農地が2件、第1種農地が1件、第2種農地が6件、第3種農地が9件でございます。
- なお、是正案件は、68番、71番、72番、75番、77番、80番、82番、84番です。
- また、駐車場の申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について確認し、問題がないことを確認しております。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
- 初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
- 松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
- 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。
- 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。
- 平 尾 積志地区調査会にて協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
- 江 間 湖東地区調査会で協議した結果、別に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会において協議しましたが、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根本委員からお願いします。
根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 都田地区調査会で協議しました結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて三ヶ日地区調査会の後藤委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

調査会で協議した結果、問題ないということでございます。

続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 中瀬・赤佐・龜玉地区調査会でございます。問題はありません。
議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で協議の結果、問題ありませんでした。
議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第 89 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 异議ないと認め、承認することといたします。

次に、第 90 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 11 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 川 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 823 番外 188 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農家住宅関連が 2 件、農業用施設が 1 件、自己用・共同住宅関連が 124 件、事業用の建物関連が 5 件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が 35 件、太陽光発電が 4 件、営農型太陽光発電が 12 件、墓地への転用が 1 件、一時転用が 5 件でございます。また、農地区別別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 15 件、第 1 種農地が 32 件、第 2 種農地が 32 件、第 3 種農地が 110 件でございます。なお、是正案件は整理番号 826 番、827 番、840 番、882 番、883 番、889 番、890 番、891 番、900 番、903 番、909 番、916 番、977 番、979 番、1009 番でございます。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案 12 ページ、地区中央、整理番号 825 番をお願いします。中区和合町の畠 9 筆、3,817 m²について、資材置場・駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、中区葵

石川 東二丁目に本社を置き [REDACTED] を営む法人です。土木工事で必要となる資材の置場を確保したく、申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]
[REDACTED] に位置する農地です。農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、単管パイプ、コンテナ、碎石、砂などの資材置場と重機、大型トラックの駐車場を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地は碎石敷とし、周囲にはコンクリートブロック及び防塵ネットを設置する計画であること、雨水排水は地下浸透及び道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 32 ページ、地区三方原、整理番号 960 番、961 番をお願いします。権利の種類が異なるため整理番号を分けておりますが、同一の転用事業者による一体の事業計画であるため、併せてご説明いたします。北区豊岡町の畠 13 筆、33,855 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、西区大久保町に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。業務の効率化を図るために、現在、本社および工場にそれぞれ分散している研究開発部門を集約した工場を新設したく、申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えていることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、倉庫、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させて既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽から既設水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 33 ページ、地区都田、整理番号 967 番をお願いします。北区都田町の畠 5 筆、3,467.84 m²について、駐車場、資材置場を設けたいという申請でございます。申請者は、北区都田町に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。業務拡大により既存の資材置場では不足するため、既存施設に隣接する申請地に敷地を拡張し資材置場を新設することで、今後の更なる受注増加に対応したく、申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えていることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、駐車場、資材置場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地は碎石敷とし、周囲に

石川 はフェンスを設置する計画であること、雨水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案34ページ、地区細江、整理番号970番をお願いします。北区細江町中川の畠5筆、3,004m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、中区布橋二丁目に本社を置き、██████████を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に賃借権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、██████████に位置する農地です。農地区分につきましては、鉄道の駅から概ね500m以内の区域にある農地であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、535Wの太陽光パネル528枚を設置し、発電能力が282.48kWとなる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地の周囲には堰堤、フェンスを設置する計画であること、雨水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を平成31年3月29日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区調査会で6件ありますが、その内の1件が聞き取り案件でして、事業者からの説明後に調査会から見切りを設置ように意見をしました。他の案件についても調査会の協議の結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議しました結果、別に問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾 積志地区調査会で協議の結果、特に問題ありません。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、別に問題ありません。

議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありません。

議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村 庄内地区調査会にて協議しましたが、特に問題はありませんでした、

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

- 横議足
井長立
　　篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
　　続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願ひします。
　　芳川・飯田地区調査会です。912番についてですが、先ほど三方原の960番と961番は譲受人が1人であっても2申請に分かれています。912番は金折町 [REDACTED] の土地所有者だけが他の申請地の土地所有者と違います。このように同一事業なら1申請で良いとなっています。また、駐車場は一般的に自然排水ですが、[REDACTED]は堤防を背にして傾斜があり、高低差が1.5m位あります。そのため、自然浸透は駄目だと言ったのですが、調査書が1枚のためどの場所をどこに記入したら良いのかわからないです。騙されて書いてしまったようで不信感があります。来月には農業委員会として調査書を統一していただきたいです。
- 縣
　　25ページの芳川912番と、32ページの三方原960番961番ですが、三方原につきましては権利設定が異なるため調査書が2枚に分かれております。具体的には、960番については売買、961番については賃貸借となっていることから、三方原の調査書は2枚となります。芳川につきましては、全て売買になるため調査書は1枚となりますので、ご理解いただきたいと思います。
- 足立
　　芳川は2名の方ですよね。地権者が違うのに1枚の調査書に書くように言われてもどちらを対象にして良いのかわかりません。今後、このような場合にどのように対応すればいいのか、後日で良いので回答をお願いします。
- 議長
　　事務局、足立委員への説明については、今すぐの回答が難しければ後日でも結構です。回答できるのであればお願いします。
- 木下
　　足立委員の案件は場所が2箇所で離れているということで、どちらの案件を書いて良いかわからないということですが、調査書については余白部分や裏面に意見を書いていただいても結構です。
- 足立
　　書いても良いのですが、せっかくなら調査書を2枚にしてもらった方が良いと思います。このような意見を出したのは、農業委員の責任が重くなっているように感じるからです。そのため、細やかな調査書にした方が良いのではないかと思います。地区調査会で現在の調査書を添付しても何を言っているのかよくわかりませんので、やはり2枚の方が良いと思います。もう1つ、駐車場については簡単に自然浸透と言いますが、今回の場所は急斜面です。急傾斜での排水の考え方や基準を検討してほしいです。現地確認をする場合に個人の考え方方が違うので、基準や考え方があると良いと思います。
- 議長
　　足立委員の意見については、事務局に後日考えていただきたいと思います。足立委員、総合的には問題ないということでおろしいでしょうか。
- 足立
　　はい。
- 議長
　　続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願ひします。
- 袴田
　　河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長
　　続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願ひします。
- 根木
　　新津・可美地区調査会において、特に問題はありませんでした、
- 議長
　　続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願ひします。

内 山 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北畠地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・龜玉地区調査会で協議をいたしました。営農型太陽光発電の一時転用の更新が圧倒的です。あと、大規模既存集落の申請が多くかったです。協議も難しくなく、問題ありません。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第 90 号議案農地法第 5 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 91 号議案非農地証明についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 23 ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

石 川 今月の申請案件は、地区積志、整理番号 30 番外 2 件でございます。

地区積志、整理番号 30 番の申請地は大正 6 年に物置、昭和 45 年に鶏舎 2 棟が建築され、宅地利用されていたものです。

地区天竜、整理番号 31 番の申請地は平成 11 年 9 月 30 日に物置が建築され、宅地利用されていたものと、昭和 60 年 11 月 1 日に植林されたものです。

地区春野、整理番号 32 番の申請地は昭和 54 年に植林されたものです。

全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 91 号議案非農地証明については、原案ど

議長 おり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 92 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 43 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石川 今月の申請案件は、地区篠原、整理番号 14 番の 1 件でございます。

被相続人は、平成 13 年 6 月 19 日に亡くなられた、[REDACTED]。相続人は、西区坪井町にお住いの、子の [REDACTED]、65 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 1,000 m²です。現地調査をした結果、たまねぎが耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それではご意見等もないようですので、第 92 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 93 号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 45 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

富永 今回の申請案件は、地区三ヶ日、整理番号 2 番の 1 件です。

まず初めに、生産緑地の制度について簡単にご説明させていただきます。市街化区域内の農地は、都市の中の貴重な緑のオープンスペースとして、また、災害時の避難場所としての機能が期待されます。そのため、一定規模以上の農地については、所有者からの指定の申請を受けて生産緑地地区として指定することで、税制面で優遇されます。生産緑地制度は、三大都市圏近傍にある特定市の市街化区域内農地が該当し、本市においても平成 19 年の政令指定都市移行と同時に生産緑地地区の指定を開始いたしました。300 m²以上の一団の農地で、営農継続が可能な農地が指定の対象となります。生産緑地の指定を受けると、固定資産税が市街化調整区域内の農地と同様に農地課税となりますが、原則 30 年間の営農が義務付けられ、また、農業以外の利用が厳しく制限されます。指定を受けてから 30 年を経過した時、または主たる従事者が死亡、もしくは病気、怪我等の理由で農業に従事できなくなった場合は、所有者は市長に対してその生産緑地を時価で買い取るよう申し出ることができます。この買い取り申し出をするためには、所有者がその生産緑地の主たる農業従事者であることの証明を農業委員会から受ける必要があります。

富 永 ます。証明書発行後は、所有者から市へ買い取りの申し出を行い、申し出日から 1 ヶ月以内に市は買い取るか買い取らないかを所有者に通知します。3 ヶ月以内に所有権移転が行われなかった場合は行為の制限が解除されます。

今回の申出地は、██████████にある市街化の一角に位置する畠 6 筆、2,741.23 m²でございます。平成 23 年 12 月 26 日に生産緑地地区の指定を受け果樹園として管理していましたが、主たる農業従事者である ██████████ が障がい者 1 級に認定され、引き続き、夫である ██████████ が耕作を続けておりましたが、体調を崩し、耕作管理が困難となり、医師からも農作業は不可能との診断書が提出されましたので、この度買い取り申し出を行うこととなりました。11 月 16 日に証明願が農業委員会に提出されましたので、浜松市農業委員会生産緑地法に係る買い取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明事務処理要領に基づき、11 月 30 日に現地調査を行い、事実を確認いたしました。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員　挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 奥さんが平成 26 年 2 月に故障されているようですが、その時には買取申請はされていなかったですか。

渡 邊 北部農地利用グループの渡邊です。今回の申請については、夫婦 2 人で申出者となっております。██████████ が故障された後も、██████████ が耕作を継続していましたが、この度、██████████ が故障されたことにより買取申出事由が生じたということです。

森 島 私が確認したいのは、主たる従事者は 1 人でなければならないのかということです。奥さんも主たる従事者であれば、平成 26 年の時に買取申出があったと思うのですが、当時は申請がされていなかったのですか。

渡 邊 生産緑地の主たる従事者の受付を緑政課が夫婦 2 人で受け付けています。

森 島 主たる従事者が 2 人で申請されていたということですね。

渡 邊 そうです。

森 島 わかりました。ありがとうございます。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第 93 号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 异議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 94 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 47 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

木下 それでは、別添資料の別冊 1をご覧ください。

畠永 令和 3 年度第 9 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 3 年 12 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計 232 筆、20 万 1,313.03 m² の内訳でございます。今月は、笠井地区での 1 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 21 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、23 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番、2 番をご覧ください。[REDACTED] です。[REDACTED] のもとで玉葱栽培を学び、今回の申請に至りました。南区新橋町 [REDACTED] 外 1 筆の畠、計 1,246 m² を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、1 ページの 3 番、11 ページの 29 番から 41 番をご覧ください。[REDACTED]
[REDACTED] です。[REDACTED] が令和 3 年 7 月に設立した会社で、個人の営農地を法人に移転したく、今回の申請に至りました。北区三ヶ日町平山 [REDACTED] 外 13 番の畠、計 9,633 m² を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、9 ページの 8 番をご覧ください。[REDACTED] です。[REDACTED] が昭和 60 年 12 月に設立した会社で、個人の営農地を法人に移転したく、今回の申請に至りました。中区花川町 [REDACTED] の畠、3,835 m² を借り受け、馬鈴薯、大根の栽培を予定しております。

次に、9 ページの 9 番から 10 ページの 28 番をご覧ください。[REDACTED] です。認定農業者の [REDACTED] が令和元年 6 月に設立した会社で、個人の営農地を法人に移転したく、今回の申請に至りました。北区都田町 [REDACTED] 外 19 番の畠、計 41,995 m² を借り受け、みかん、ぶどう、柿、梨の栽培を予定しております。

次に、9 ページの 1 番から 7 番、19 ページ、20 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 27 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足説明なし)

議長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それではご意見等もないようですので、第 94 号議案農用地利用集積計画の決定につい

議長 ては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 95 号議案浜松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 49 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

齊藤 農業委員会等に関する法律第 7 条で、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標と最適化の推進の方法について、指針を定めるように努めなければならないと規定されており、これを定め、または変更しようとするときは、推進委員の意見を聴くこととなっています。平成 30 年に推進委員の意見を聴いたうえで指針を定めましたが、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに見直しを行うとしておりますので、今年見直しを行います。7 月の推進委員研修会で推進委員の皆様へ指針について説明し、10 月の研修会において意見を提出していただきましたが、人・農地プランの地域の話し合いや関係機関との連携の必要性について言及している意見が多くみられました。11 月には、役員と幹事の皆様へ説明し、いただいた意見を反映させたものが、本日お配りした別冊 2 の(案)でございます。推進委員が行う農地等の利用の最適化の推進のための活動は、この指針に沿って行うことになります。本日の総会で承認いただいたら、HP で公表してまいります。

それでは別冊 2、1 ページをご覧ください。まず、第 1 基本的な考え方です。1 農業の現況ですが、浜松市の地理的、地形的な状況と、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みや対策が必要であることを述べています。2 法的根拠は、農業委員会等に関する法律を根拠としており、最適化の活動は、農業委員と推進委員が連携して行っていくことを述べています。3 見直しでは、この指針は委員の任期ごと、つまり 3 年ごとに見直しを行うことを述べています。

次に 2 ページをご覧ください。ここからは農地利用の最適化の 3 本柱である担い手への農地利用集積、新規参入の促進、遊休農地の発生防止・解消について、それぞれ 3 年後の目標と具体的な推進の方法を述べています。まず、1 担い手への農地利用集積についてです。集積に向けた具体的な推進の方法として、①人・農地プランへの取り組みでは、地域の話し合い等へ積極的に参加して、情報提供及び機運醸成に努めていくこと、②農地銀行事業では、貸したい・売りたい農地の情報を収集して、広く情報提供すること、③農地中間管理機構等との連携では、関係機関と連携して情報収集を行い、農地の出し手と受け手のマッチングを行うこと、④農地の利用調整と利用権設定では、集積が進んでいる地域や受け手が少ない又は受け手がいない地域などにおいて、地域に応じた取り組みを推進することを掲げています。

次に 3 ページをご覧ください。2 新規参入の促進についてです。ここでいう新規参入は、親元就農や法人等を含みます。新規参入の促進に向けた具体的な推進の方法として、①関係機関との連携では、関係機関と連携し、新規参入希望者等を把握し、必要に応じて

齊 藤 サポートすること、②企業の農業参入の促進では、本業のノウハウを生かした農商工連携等の総合的な事業展開などで、地域の有効な担い手となる期待が高いことから積極的に促進すること、③農業委員会のフォローアップ活動では、地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、定着を図るために、継続的なフォローアップに努めること、遊休化が深刻な地域については、下限面積に特例を設けることにより、新規就農等を促進することを掲げています。

次に4ページをご覧ください。3遊休農地の発生防止・解消についてです。遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進の方法として、①関係機関との連携では、規模の縮小等を検討している農業者情報の情報を早期に把握し、調査会等を活用して担い手へつなげること、②農地の利用状況調査と利用意向調査の実施では、利用意向調査の結果を踏まえ、利用関係の調整を行い、農地銀行に反映すること、③農地中間管理機構との連携では、機構への貸し付け手続きを行うこと、④非農地判断では、再生利用困難な荒廃農地について非農地判断を行うことで守るべき農地を明確にすること、⑤助成事業の活用では、耕作放棄地対策事業等を活用し農地の再生事業を支援すること、⑥中山間地における遊休農地対策では、担い手不足や鳥獣被害等を原因とした耕作意欲の低下による遊休農地の発生防止や解消に向けた対策を検討すること、を掲げています。また、4その他の活動としては、①月例の農業調査会を活用して、最適化にかかる情報収集や意見交換を行うこと、②農地パトロールを行い、農地の適正な利用に関する現場活動を実施することを掲げております。

以上が、最適化指針(案)の内容でございます。本総会での決定をもって、今後3年間の最適化指針といたします。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたら、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 全体として最適化の推進に関する指針ということですので、大間違いはないという理解です。特に3ページの3番、農業委員会のフォローアップ活動はとても重要で、我々農業委員の活動の大きな柱になると思います。2ページの担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進の方法について、問題提起をしながら確認したいと思います。積極的に参加し機運醸成に努めるとなっていますが、積極的に参加することと、機運醸成に努めることは全く違うと思います。積極的に参加することはお客様でいいと思いますが、機運の醸成をするためには参加を呼び掛けないといけません。参加を呼び掛けるのであれば、暇つぶしの会議だと言われたくありません。浜北では1回行いましたので強く申し上げたいのですが、会議にはお茶も用意されていないので、推進委員がお茶を用意していました。これはやり過ぎではないかと思います。主体は農業委員ではないので、そこまでやる必要はないと言わなければそれまでですが、調査会で条件が違うので調査会に合った形で行えば良いと思います。我々も、そのように考え、やれるところまでやろうと思っていましたが、農業委員の立場でどこまで積極的に切り込めばいいのかわからなくなっています。具体的に農業委員としてどこまで踏み込んで良いのかのガイドライン

森 島 が必要だと思います。以上です。

議 長 意見ということでよろしいでしょうか。

森 島 ガイドラインを明確にすることができるのかを誰かにご回答いただきたいです。

議 長 事務局お願いします。

齊 藤 最適化指針の内容につきましては、全体的な内容となっておりますので、人・農地プランの具体的な内容は盛り込んでいません。人・農地プランの話し合いにつきましては、各地区で有効的な取り組みをしていただきたいと思います。

森 島 この指針はこのままで良いと思います。今、私が申し上げた議論は別として取り上げてもらいたいです。

議 長 今のご意見も参考にしていただきたいと思います。
その他にございますでしょうか。

(質疑応答なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第 95 号議案浜松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 96 号議案農地利用最適化推進委員の委嘱についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 51 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

齊 藤 神久呂地区の農地利用最適化推進委員の辞任に伴い、10 月 25 日から 11 月 22 日の期間で推進委員を公募いたしました。その結果、1 人の応募がありましたので、浜松市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置運営要綱により、会長が指名する農業委員 6 人を評価委員として候補者評価委員会を設置、会議を開催し、議案にあります、西区神ヶ谷町の [REDACTED] を推進委員内定者として決定いたしました。ご承認をいただければ令和 4 年 1 月 1 日付で委嘱いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第 96 号議案農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案どおり委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に、報告事項の第 87 号から第 94 号までを、事務局から報告をお願いします。

木 下 (報告事項)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願ひいたします。

森島 人・農地プランについて

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願ひいたします。

局長 農業会議情報について

齋藤 農業委員会だよりについて

今後の会議予定

・令和4年第1回浜松市農業委員会総会

日時 令和4年1月14日（金） 午後2時30分～

場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

・令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

日時 令和4年1月31日（月） 午後2時00分～午後4時00分

場所 浜北区役所 3階 大会議室

以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第12回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時05分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和4年1月14日（金）

会長 松島 好則

委員 山中 秀三

委員 杉山 誠